

神戸市都市景観条例景観デザイン協議等運営要綱

平成 25 年 2 月 20 日

市長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市都市景観条例（以下条例という）第 6 章の 2 の規定に基づく景観デザイン協議等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画段階における景観デザイン協議の協議事項)

第 2 条 条例第 31 条の 5 第 1 項に規定する計画段階における景観デザイン協議では、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 建築物の計画段階における建築物の配置、ボリューム等。
- (2) その他景観形成上、必要と認める事項

2 前項の協議では、敷地の歴史、自然環境、周辺の街なみなど地域特性を考慮する。

(計画段階における景観デザイン協議に係る評価)

第 3 条 条例第 31 条の 6 第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する評価にあたっては、同条第 2 項の定めにより、別途定める都市景観審議会景観アドバイザー専門部会（以下アドバイザー専門部会という）に景観影響建築行為予定者またはその代理者、または設計者が出席し、アドバイザー専門部会委員に対し計画内容の説明を行い、意見交換を実施する。

2 前項の意見交換の実施にあたっては、景観影響建築行為予定者は計画段階景観デザイン協議申出書に添付した図書をアドバイザー専門部会の開催日を除く 8 日以上前の日までに 15 部提出するものとする。

3 アドバイザー専門部会の開催の日程は予め公表するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議の協議事項)

第 4 条 条例第 31 条の 9 第 1 項に規定する設計段階における景観デザイン協議では、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 建築物の意匠、色彩、外構等。
- (2) その他景観形成上、必要と認める事項

(住民説明会開催の案内及び標識設置の時期)

第 5 条 規則第 16 条の 16 第 3 項各号に定める住民説明会開催の周知は住民説明会の開催日を除く 7 日以上前の日までに行うものとする。

(住民説明会開催を案内する範囲)

第 6 条 神戸市都市景観条例施行規則（以下規則という）第 16 条の 16 第 3 項第 2 号に定める図書の配布、又は回覧する範囲は、行為地の敷地境界線より予定建築物の高さのおおむね 3 倍の距離に含まれる町丁目の範囲とする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価)

第 7 条 条例第 31 条の 12 第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する評価にあたっては、同条第 2 項の定めにより、別途定めるアドバイザー専門部会に景観影響建築行為予定者

またはその代理者，または設計者が出席し，アドバイザー専門部会委員に対し設計内容の説明を行い，意見交換を実施する。ただし、計画段階のアドバイザー専門部会の意見を受け、良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の意見交換の実施にあたっては、景観影響建築行為予定者は設計段階景観デザイン協議申出書に添付した図書をアドバイザー専門部会の開催日を除く8日以上前の日までに15部提出するものとする。

3 アドバイザー専門部会の開催の日程は予め公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日より施行する。